

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、各都道府県におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管内の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙のとおり、病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。